

○可茂衛生施設利用組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

平成 3 年 4 月 1 日
可茂衛生施設利用組合規則第 2 号

改正 平成 7 年 4 月 1 日組合規則第 3 号

平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 6 号

令和 5 年 9 月 20 日組合規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 可茂衛生施設利用組合職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについては、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）及び児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(支払日)

第 2 条 法第 8 条第 4 項に規定する児童手当の支払日は、当該支払期月における可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する規則（平成 29 年可茂衛生施設利用組合規則第 7 号）に規定する給料の支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 8 条第 4 項ただし書きに規定する児童手当の支払いは、その支払いを決定した後、速やかに行わなければならない。

(実施細目)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 6 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 20 日組合規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。